

平成26年第1回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成26年3月6日 午前10:04

○散 会 午後 0:11

○出席議員（20名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
7番 佐 藤 敏 雄	8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武
10番 千 田 正 英	11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子
13番 中 川 光 博	14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄
16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和
19番 鈴 木 斌次郎	20番 伊 藤 榮 悦	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 幸 村 公 明 兼新庁舎建設室長
市民生活部長 藤 原 貞 雄	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
農業委員会事務局長 根 一	生活環境課長 関 谷 良 広 (部長待遇)
総 務 課 長 小 玉 優 子	企画政策課長 栗 山 隆 昌
財 政 課 長 菅 原 剛	税 務 課 長 藤 原 久 基
産 業 課 長 小 玉 隆	都市建設課長 渡 部 智
上下水道課長 三 浦 永 寿	社会福祉課長 塚 本 光
高齢福祉課長 畠 山 靖 男	健康推進課長 北 嶋 眞喜子
市 民 課 長 川 上 裕 隆	追分出張所長 三 浦 喜 博
選管・監査事務局長 児 玉 正 生	総務学事課長 工 藤 素 子

幼児教育課長 佐々木 雅 輝 スポーツ振興課長 村 山 久 尚

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝 議会事務局次長 鈴 木 整

平成26年第1回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成26年3月6日（1日目）午前10時04分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長施政方針）
- 日程第 5 議案第 1号 潟上市多目的交流施設設置条例（案）について
- 日程第 6 議案第 2号 潟上市空き家等の適正管理に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 3号 潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 4号 潟上市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 5号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第 6号 潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第 7号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第 8号 平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について
- 日程第13 議案第 9号 平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第14 議案第10号 平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第15 議案第11号 平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 平成 2 5 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 平成 2 5 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れ
について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れにつ
いて
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り
入れについて
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度潟上市一般会計予算 (案) について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度潟上市介護保険事業特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算 (案)
について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度潟上市下水道事業特別会計予算 (案) につ
いて

- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
(案) について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度潟上市豊川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 6 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算 (案) に
ついて
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 6 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算 (案) につ
いて
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度潟上市水道事業会計予算 (案) について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 8 同意第 1 号 潟上市監査委員の選任について
- 日程第 3 9 陳情第 1 号 妹川浜生活改善センターの全面改築についての陳情書
- 日程第 4 0 陳情第 2 号 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての
意見書提出に関する陳情書
- 日程第 4 1 陳情第 3 号 手話言語法 (仮称) 制定を求める意見書採択に関する陳情
書
- 日程第 4 2 陳情第 4 号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のため
の法改正に係る意見書採択に関する陳情書
- 日程第 4 3 陳情第 5 号 これからの勤労青年教育のあり方に関することについての
陳情書
- 日程第 4 4 陳情第 6 号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める陳情
- 日程第 4 5 陳情第 7 号 特定秘密保護法の廃止を求める陳情
- 日程第 4 6 陳情第 8 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書について
- 日程第 4 7 陳情第 9 号 雇用の安定を求める陳情

午前10時04分 開会

○議長（伊藤榮悦） ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成26年第1回潟上市議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番堀井克見議員及び3番佐々木嘉一議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの21日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。3番佐々木議会運営委員会委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、去る2月27日に委員、正副議長、当局からは提出議案の説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催致しました。また、3月4日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第1号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第2号の条例制定（案）は社会厚生常

任委員会へ付託、議案第3号の条例制定（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第4号及び第5号の条例改正（案）は総務文教常任委員会へ付託、議案第6号の条例改正（案）は社会厚生常任委員会へ付託、議案第7号の条例改正（案）は産業建設常任委員会へ付託、議案第8号から第17号の補正予算（案）、議案第18号から第20号の各特別会計への繰り入れ、議案第21号から第32号の当初予算（案）については所管の委員会へ付託、議案第33号については産業建設常任委員会へ付託、同意第1号については本会議にて審議という区分で行うことといたします。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認くださるようお願い致します。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致しました。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。議会運営委員会で抽選の結果、3月10日月曜日の1番目に14番佐藤義久議員、2番目に6番藤原幸雄議員、3番目に8番藤原典男議員、4番目に7番佐藤敏雄議員、3月11日火曜日の1番目に3番佐々木嘉一議員、2番目に9番西村 武議員、3番目に12番菅原理恵子議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

各常任委員会の審査会場は、総務文教常任委員会は天王庁舎、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会は昭和庁舎となっております。

また、審査の開始は各委員会とも3月12日水曜日の午前10時から開催としますので、宜しくお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長からの報告を終わります。

【日程第4、行政報告（施政方針）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長からの行政報告（施政方針）の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、改めておはようございます。

平成26年第1回潟上市議会定例会の開会にあたり、市政の所信と平成26年度予算編成の概要を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様に、一層のご理解とご協力をお願い申し

上げる次第でございます。

<基本姿勢>

平成26年度の経済見通しについては、政府は「消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減には留意が必要であるが、経済対策などにより、年度を通してみれば前年度に引き続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えられる」としております。（平成26年1月24日閣議決定）

安倍政権発足から1年が経過し、アベノミクス効果は幅広い業種に広がりつつあるものの、本市における景気回復の勢いは都市部ほど実感できていないのではないのでしょうか。加えて4月からは消費税率も引き上げられることもあり、今後も持続的な回復を続けるためには、設備投資や雇用、賃金の改善に引き続き取り組んでいくことが重要となります。本市においても関係機関との連携を図りながら、この地域における真の景気回復を目指したいと考えております。

さて、このような社会経済情勢のもと、少子高齢化への対応、災害対策や農業振興、行財政改革への取り組み等々が潟上市における行政課題となっておりますが、これら課題の根源には予想以上に加速する人口の減少があります。

現在、県と市町村は協働で、今後の行政の維持運営に必要な効率化などを検討するための研究会を立ち上げ、人口減少を抑制する一方、これを見据えた地域社会の構築に向けた検討を始めております。経済、地域活力、人口、これらの問題解決は、いずれも潟上市の将来のまちづくりに大きくつながるものであると強く認識し、その取り組みに渾身の努力を傾けてまいり所存であります。

本市総合発展計画は、平成26年度が後期基本計画の4年目となっております。市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、市民の「安全」「安心」「安定」を基本としたまちづくりに誠心誠意取り組んでいくとともに、総合発展計画に掲げるまちづくりの基本理念「市民による市民のためのまちづくり」を目指してまいります。

<当面する行政課題への取り組み>

1. 市制施行10周年記念事業について

26年度は市制施行10周年の記念すべき年度となります。これまでの歩みを振り返り、また、これからの10年に向かってさらに飛躍する起点と位置付け、元気で明るいまちへ躍進することを目指し、各種の記念事業を計画しております。

潟上市3大夏まつり、3地区の運動会などに「10周年記念」の冠を付けて事業を実施

するほか、市の封筒への印字や各庁舎へ懸垂幕を掲げるなど、10周年を迎えた「潟上市」をさらにPRしてまいります。なお、「記念式典」の開催につきましては、新庁舎完成後、10周年事業の集大成として実施する予定であります。

2. 市役所庁舎整備事業について

新庁舎棟建設工事の進捗状況については、2月27日現在で16%となっており、工事は順調に進んでおります。

26年度は、昨年8月5日の臨時会で議決いただきました市役所庁舎整備事業継続費により、新庁舎棟建設工事を含め車庫棟建設、用地造成、外構整備等の関連工事や業務システムにかかわる電算機器等の移設を実施する予定であります。

市役所庁舎は市民自治の拠点であり、市民の暮らしや安全を考える場として、また様々な市民サービスの提供場所であるとともに災害時には復旧活動等の拠点となる重要な施設であります。一日も早い完成を目指して、事業を推進してまいります。

なお、新庁舎周辺の道路整備につきましては、県の公安委員会との事前協議を現在進めております。また、庁舎建設と並行し、現庁舎の利活用計画についても検討を進めており、具体化にあたっては、実施に向けた整備計画を作成し、議会との協議を経て成案とする予定であります。

3. 防災・減災対策について

潟上市地域防災計画の見直しについては、25年度末に秋田県地域防災計画の見直し作業が終了し、公表される予定になっていることから、この計画との整合性を図るため、26年度末の完成を目指して作業を進めてまいります。

また、「津波ハザードマップ」の見直しについても26年度末までの完成を目指し作業を進めるため、関連予算を計上しております。

「津波避難タワー」につきましては、昨年7月に静岡県御前崎市、掛川市、沼津市の津波避難タワー設置に関する経緯や現状、重要性について視察研修を行っております。その後の「津波避難タワーに関する意見交換会」では、視察研修参加者から「津波浸水域に指定され避難場所までの距離が遠い地域に対しては、津波避難タワーの設置が望ましい」との意見も寄せられており、新たに指定した津波避難場所もあることから避難経路とあわせ、引き続き検討してまいります。

また、現在使用しております防災行政無線はアナログ方式となっており、親局をはじめ一部の子局につきましても老朽化が著しく進んでいる状況にあります。このため、本

市では新庁舎の建設にあわせ「緊急防災・減災事業」を活用し、国が推奨するデジタル防災行政無線への更新を26年度から28年度までの年次計画で実施することとして関連予算を計上しております。

4. 少子高齢化（人口減少社会）への対応について

少子高齢化とそれに伴う本格的な人口減少社会の訪れは、産業・経済・財政など多方面へ大きな影響を及ぼすことは周知の事実であります。国立社会保障・人口問題研究所が昨年3月に発表した推計では、平成22年と比較し、平成52年度の本市人口は31.6%の減少となっております。県内自治体では3番目に少ない減少率ではありますが、出産可能年齢の女性に限っては51.2%の減、県内では12番目の減少率となります。一方、高齢者人口は、県内の22市町村では減少に転じますが、本市では15.5%増加致します。こうした本市の特徴を十分に把握・分析した上で不妊・不育対策や母子保健の充実をはじめとする少子化対策、高齢者の方々が引き続き社会の担い手の一員として活躍できる環境の創出、高齢者の多様なニーズに対応した取り組みなどを進めていく必要があると考えております。

企業誘致をはじめ、雇用・福祉・子育て・教育・産業など様々なジャンルによる総合的な対策に取り組みつつ、人口減に対応した諸施策の充実強化を図ってまいります。

5. 行政改革の推進について

本市行政改革の目指す姿として「市民に開かれた市政の推進」、「簡素で効率的な行政運営の確立」、「地方分権に対応できる行政システムの構築」、「健全な自治体運営の推進」の4点を重点テーマとした「潟上市第2次行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき行政改革を推進しております。

合併による普通交付税の優遇措置が5年間の激変緩和措置期間を経て32年度で全廃されます。今後も積極的な財源確保に努めるとともに、歳出の抑制に厳しく取り組みながら、多様化する行政需要に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立に努めてまいります。

6. 農業振興について

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉の閣僚会合が2月25日閉幕致しました。関税分野などの対立が解消できず、目標としていた大筋合意は見送られましたが、今後の交渉結果次第では、本市の基幹産業である農業をはじめ関連産業を含めた地域経済へ与える影響が大きいことから、交渉の行方を注視してまいります。

昨年12月、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定・公表致しました。

この中で、基本政策である米の生産調整や経営所得安定対策については、5年後を目標とした生産数量目標配分の廃止、米の直接支払交付金の半減・廃止、水田フル活用に向けた水田活用の直接支払交付金の充実・強化など大幅な見直しが計画されております。

今般の農政改革については、水田営農に取り組む農業者が将来に向けた経営の見直しを立てられるよう、その趣旨・内容を生産現場へ十分に説明することが重要となります。今後の進め方等を決定し、天王地域及び昭和・飯田川地域農業再生協議会、農業団体等との連携を図りながら周知してまいります。

また、米に偏った生産構造を複合型に転換するため、国・県の補助事業や市単独の「潟上市農業生産力向上事業費補助金」等を活用し、6次産業化も含めた農業の構造改革を進めてまいります。

なお、本市の26年産米の生産数量目標は1万657トンで面積換算値1,831ヘクタールであります。前年に比べ330トン・53ヘクタールの減となっております。転作率に置き換えますと40.9%で、前年より1.8%の増であります。

今後4年間は新たな米政策のもとで生産調整が進められることから、大豆・非主食用米・野菜・花き等を組み合わせた転作の推進を図ってまいります。

7. 企業誘致の推進について

25年度は、株式会社五洋電子、株式会社大晃商事において工場の増設が行われております。また、この増設により約30人の新規雇用者が見込まれていることは、大変喜ばしいことであります。

本市では、工場等を新設または増設した企業に対し「潟上市工場等設置奨励条例」で優遇措置を規定しておりますが、制度面の優位性をアピールし、更に企業誘致を促進するため、用地取得や設備投資に対する助成を盛り込んだ潟上市工場等設置奨励条例の一部改正案を本定例会に提出しております。

また、26年度も市職員1名を東京の企業立地事務所に派遣し、首都圏での社会経済情勢を含む企業関連情報の収集に努めてまいります。

8. 観光振興について

昨年、秋田県内で開催された「秋田DC（ディスティネーションキャンペーン）」は、26年もアフターDCとして様々な事業が展開されるほか、「国民文化祭・あきた2014」も開催されます。これらの事業を通じ、県や近隣市町村との連携を図りながら観光施設

及び特産品等のPRを積極的に展開し、本市の魅力を県内外へ発信してまいります。

また、「天王温泉くらら」は、現在、新たな井戸の掘削工事を進めており、この後、付帯設備工事や県の許可手続き等を経て、26年8月には新たな源泉による営業を再開できる見通しとなっております。今後も市民の憩いの場として、また、市外からも多くの方々に来場していただき、皆様に親しまれる施設を目指し鋭意努力してまいります。

9. 公共交通の充実について

公共交通の空白地域の交通手段の確保として、昭和豊川の株山・真形・草生土地区をモデル地区として「デマンド型乗合タクシー」の実証運行を、4月中旬から概ね1年間実施致します。

また、民間バス路線廃止に伴う代替措置として運行している「マイタウンバス事業」については、これまでの運行本数を維持しつつ27年度の新庁舎開庁にあわせ、より住民ニーズに即した路線、ダイヤの見直し等を行いながらバス利用者の利便性向上を図ってまいります。

また、老朽化が進む大久保駅、羽後飯塚駅の駅舎改築については、27年度に大久保駅舎、28年度に羽後飯塚駅舎の改築に順次着手する予定であり、26年度予算には大久保駅舎の基本設計、実施設計費を計上しております。今後も、JRと協議を重ねながら事業を推進してまいります。

10. 芸術文化活動の振興について

市民が芸術文化に親しむ機会の拡充や伝統文化の継承、発展など魅力ある芸術文化活動を推進するため、文化活動団体と協働して文化祭や音楽祭などに取り組みながら、市民の自主的な芸術文化活動を促進してまいります。

また、10月4日から11月3日には「国民文化祭・あきた2014」が開催され、本市では名誉市民・中村征夫氏の総合プロデュースによる「～ふるさとの心と心をつむぐ～自然と暮らす・日本の原風景写真コンテスト」及び石川理紀之助翁ゆかりの地、山田草木谷での「写真撮影会や撮影作品のコンテスト」を開催することとしております。

これまで、イベントやPR活動を通じ、気運の醸成を図ってまいりました。また、国民文化祭応援事業として本市も共催し上演されておりますわらび座ミュージカル「リキノスケ、走る！」は、市内の児童生徒約2,000人がこれまでに鑑賞したほか、開演初日には私も鑑賞し、大きな感動を受けました。国民文化祭への関心を高める契機として、是非、多くの市民の皆様にもご覧いただきたいと思っております。今後も国民文化祭の

開催に向け、一層の事業周知に全力を挙げて取り組みながら文化振興の充実強化に努めてまいります。

次に、平成26年度予算編成について申し上げます。

国の平成26年度予算は昨年12月24日に閣議決定されております。経済再生・デフレ脱却と財政健全化を目指す予算、また、社会保障と税の一体改革を実現する最初の予算となっており、一般会計の歳出総額は過去最大となっております。新規国債の発行額は25年度を下回り、財政再建にも配慮したものとなっているほか、25年度補正予算と一体的に編成されており、4月からの消費税率の引き上げによる景気の悪化懸念への対応、経済成長力の底上げと好循環の実現を図ったものとなっております。

また、地方自治体のマクロベースでの財政見通しである地方財政計画は83兆3,607億円で前年度比1兆4,453億円、1.8%増となっておりますが、このうち政策的経費である地方一般歳出は67兆7,430億円で前年度比1兆3,230億円、2.0%増となっております。

地方交付税は16兆8,855億円で前年度比1,769億円、1.0%減となっております。

本市の予算では、合併時からの最大の懸案事項でありました市役所庁舎整備事業を着実に推進するほか、市民の安心・安全の確保に重点を置き、公共交通環境の整備や幹線道路網整備など市民生活に身近なインフラ整備を実施致します。

また、市制施行10周年を記念した各種事業も計画しております。

一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ186億6,000万円で骨格予算となった25年度当初予算と比較して54億4,900万円、41.2%増、政策予算を盛り込んだ肉付け予算（6月補正後）と比較しても43億5,712万6,000円、30.5%増となっております。

主な新規事業は、羽立神明自治会館整備事業4,339万3,000円、中町集会所整備事業2,745万7,000円、真形・草生土集会所整備事業2,367万7,000円、天王駅トイレ及び上二田駅トイレ整備事業1,651万4,000円、大久保駅舎改築事業（基本設計・実施設計）604万8,000円、デマンド型乗合タクシー運行事業170万4,000円、議会中継システム導入事業1,959万2,000円、豊川橋改修事業2,050万円、防災行政無線デジタル化事業7,540万円、防災計画改訂事業786万円、雨量計電話応答通報装置設置事業478万8,000円、国民文化祭開催事業525万4,000円、高齢者ふれあい交流支援事業96万7,000円、合併振興基金積立事業8億2,820万円、臨時福祉給付金支給事業1億4,500万円、子育て世帯特例給付金支給事業3,234万円、東湖八坂神社統人行事牛購入補助金120万円であります。

また、主な継続事業は市役所庁舎整備事業40億8,044万円、天王ふれあい交流セン

ター温泉井掘削事業1億4,817万2,000円、漁港機能保全事業5,228万6,000円、市道二田追分線舗装補修事業4,800万円、市道大清水下谷地線整備事業6,800万円、市道大豊小学校線整備事業7,000万円、多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）整備事業6,023万9,000円、津波ハザードマップ修正事業274万4,000円、商工会共通商品券事業補助金1,000万円、住宅リフォーム補助金3,900万円であります。

次に、特別会計及び企業会計につきましては、10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は98億472万円で、25年度当初予算と比較すると3億5,977万3,000円、3.8%増、肉付け予算と比較しても2億9,844万1,000円、3.1%増となっております。

このうち、社会保障関係の3特別会計予算総額は75億1,876万9,000円となっております。

下水道関係の3特別会計予算総額は12億9,651万9,000円で、主な事業は昭和地区（町後）の公共下水道整備事業等で引き続き管路整備を実施し、下水道の普及促進に努めるものであります。

水道事業会計歳出予算総額は収益的支出5億4,639万7,000円、資本的支出4億3,026万3,000円で、大崎地区への給水事業を実施するものであります。

以上が、平成26年度の予算編成であります。

<市民とともに新たなステージへ>

私たちは、未来に続く今を見据え、行政と地域住民が協力し合い、お互いの知恵や資源を出し合って、自分たちのまちの未来をつくり上げていかなければなりません。それぞれがいかに自らの居場所を耕し、深く掘るか、ここにまちづくりの夢を求めて着実に前進していくことが大事であります。

自治体間の競争は、既にあらゆる面で始まっております。私をはじめ職員は、既成概念を打ち破る新たな発想力で、市民の日々の暮らしなどにかかわる満足度を高めていくための不断の努力と気概が求められております。地域の実情に応じた施策を自ら立案し、実行する。まさに自治体の政策形成能力が試されているのであります。

今後も徹底した情報収集と分析を行い、さらには私自身の給料、これは性格的には報酬ではありますが、また、職員の給料も市民の血税であることに襟を正して、公職にある者としての使命感のもとに、日々、意識改革の気持ちを持って、行政運営にあたってまいります。

年月の経つのは早く、26年度は平成17年3月の市制施行以来、10年目の節目を迎えま

す。人間でいえば幼年期を経て、発展・成長期へと変貌を遂げる非常に重要な時期であります。時代の変化を的確に捉え、市が抱える重要な諸課題に対しては、議論を重ねる中で議会や市民の皆様とともに、「できること」・「できないこと」の説明責任を果たしながら、潟上の魅力に磨きをかけていきたいと考えております。

以上、市政運営における所信の一端と、主要政策等について申し述べましたが、議会並びに市民各位には、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

【日程第5、議案第1号 潟上市多目的交流施設設置条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、議案第1号、潟上市多目的交流施設設置条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、第1回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、潟上市多目的交流施設設置条例（案）について。

潟上市多目的交流施設設置条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、平成26年4月1日供用開始を予定しております潟上市多目的交流施設の設置及び管理について定める必要があるため、関係条例を制定するものがあります。

2ページをご覧願います。

潟上市多目的交流施設設置条例（案）の主な内容であります。第1条、設置では、地域の文化及び歴史の伝承、学習、健康増進等の活動を通じた市民の交流促進に寄与することを目的として設置するものであります。

第2条では、名称を「潟上市多目的交流施設」とし、第3条から第4条では、潟上市教育委員会が管理運営するものとし、必要な職員を置くことができることとしております。

第5条から第8条までは、施設の使用について定めております。

第9条から第14条までは、指定管理制度を導入した場合の規定について定めておりま

す。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第6、議案第2号 潟上市空き家等の適正管理に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第6、議案第2号、潟上市空き家等の適正管理に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） それでは、議案書の6ページをお願い致します。

議案第2号、潟上市空き家等の適正管理に関する条例（案）について。

潟上市空き家等の適正管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、関係条例を制定するものであります。

合併後、環境や防災の観点から、潟上市環境保全条例並びに上位法に基づき空き家等の対策を講じてまいりましたが、昨今、県内におきまして想定を超えた集中豪雨や突風、竜巻、豪雪等の自然災害を起因とした建築物の倒壊、飛散等が発生しております。空き家等に対しましては、被害を及ぼす以前に所有者等に、より一層の適正な管理を強く促していかなければなりません。このことから新たな条例を制定し、行政における対応と所有者等の責務を明確にして空き家等の対策に取り組んでいくものでございます。

次のページにまいりまして、制定条例（案）でございます。主な制定内容について申し上げます。

第1条は目的を、第2条には定義として、「空き家等」、「管理不全な状態」、「所有者等」の用語の意義を定めております。

第3条では、空き家等での民事事件は、当事者間にて問題解決をすることが基本原則であるとしています。

第4条では、空き家等の所有者等の責務を明文化しており、第5条から12条は、市の対応の手続きの立入調査、指導、勧告、措置命令、命令、代行措置、公表、行政代執行を手順にのっとり、それぞれの行為を規定しています。

附則の1は、条例の施行期日は平成26年4月1日からとしており、附則の2につきましては、これまでの潟上市環境保全条例の一部改正を載せてございます。

第1条の目的に、この新条例を加えて、基本理念の関連条例として位置づけ、第4条の環境保全の励行、第11項の空き家等に関する規定を削ることにより、今後は、この新条例において空き家等の適正管理に関する規定を特化して定めるものでございます。

以上が条例制定の説明でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 今回の潟上市空き家等の適正管理に関する条例制定については、いろいろな環境を阻害するような建物もありますし、これはこれでよしと致しましても、ただ、先般ちょっと魁新報の社説欄がありまして、定住対策とか何かっていうちょっと忘れちゃったけども、そういう記事がありました。その中で、県では、県内で全体で1万5,000戸ぐらいの空き家があるということで、それをデータベース化して、いわゆる移住対策に使われないか、あるいは用途変更とかそういうことをして地域の人口減のための一つの対策に使えないかという、そんな記事がありましたけれども、今回のこのいわゆる本当に環境上、環境を阻害しているようなものについてはわかりますけども、そういう面での確か潟上市でも440戸ぐらいの空き家があるというデータも出ておりますけれども、そういう面とあわせ考えて条例がやられなかったものかなと、そんな感じもしております。いずれこの条例は条例としていいけれども、そうした面について、質問といたしますか、そういうものを県がデータベース化して定住対策のために空き家を活用していくという方針もあるので、今回そういう意味合いのものも含めた対策条例であるべきではないかなという感じも致しましたので、ちょっと申し上げました。もしそうすれば、それに対する当局の考え方等ありましたら、ひとつお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 藤原市民生活部長。

○市民生活部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

確かに新聞報道等でデータ化して空き家の有効利用を図るという新聞報道がございました。私どももこの空き家条例を特化して作る際に当然検討はしてございましたが、まだまだ県内の情勢を見ますと、半数に満たないというような空き家バンクの条例化でござ

ございますので、私どもの方では、まずはその空き家に対する取り組みがなかなか進まない現状を踏まえて、まずはこの空き家対策を条例を作ることで進めてまいりたいと考えます。この後ですね、空き家バンク等につきましては、今後のその県内の情勢を見まして検討してまいりたいと考えますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。はい、8番。

○8番（藤原典男） この条例そのものについては非常によい条例だと思うんですけども、ちょっと疑問なところがあるんですが、第2条の（3）のところでは所有者等、所有者、占有者とか相続人とかというふうなものと財産管理人のほかに、相続の放棄者についてもうたっているわけです。それで第9条では、いろいろありますけども必要な措置を講ずるよう命ずることができるということで、それで第11条については正当な命令に従わないときは公表することができるということで、名前とか住所とか、そういうことを書いてありますが、相続放棄した人にもそういう命令ができるのか、それからまた、名前を公表してもいいのかというところの民法的な何ていうの根本的なそのものというか、そういうところが検討されてこういうふうになったと思うんですけども、私はちょっとその相続放棄した方については、ちょっとこれは無理があるんじゃないかなと思うんですけども、そこはどういうふうに検討されたのか質問したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 関谷生活環境課長。

○生活環境課長（関谷良広） 8番藤原議員にお答え致します。

先ほどの相続放棄に関してでございますけれども、民法940条の中に、相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となったものが管理を始めるまでは、やはり自己の財産として同一の注意をもって管理しなければならないという規定がございます。ですから、うちの方からもそういう管理についての依頼通知を申し上げていきますし、段階を踏みながら、やはり個々のケースバイケースでその当事者間とお話し合いしながら進めてまいりたいと思いますので、そこの部分は十分考えながらやったわけで、その中でやはり悪質な部分については公表ということまでいきますけれども、やはり放棄した方とのやはりそういう相続間の個人的な理由もございましょうし、そこら辺は十分話し合いながら進めたいと考えていますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） よろしいですか。はい、8番。

○8番（藤原典男） 相続放棄して相続人が決まるまでの間ということで民法のことをお話されましたけども、裁判所的には、相続放棄しましたよというものを上げますと、次

相続する人が決まらなくても相続を放棄したということが認められると思うんですよ。ですから、そこら辺は十分に話し合うということがありましたけども、その話し合いがつかない場合もあると思うんです。そのときの対応というのは考えておりますか。

○議長（伊藤榮悦） 関谷課長。

○生活環境課長（関谷良広） 先ほどの再質問にお答えします。

裁判所に相続放棄した場合であっても、その管理人がしっかり決まるまでは、やはりその義務というのは生じるわけでございまして、その中でやっぱりお話し合いということになりますし、すぐ行くんでなくて、やはり今現在行っている、私方もその飛散防止対策、ネット張りだとか地元の協力を得ながらやっているわけでございますので、そういう方法とかいろんな対応があると思いますので、そういう方向で進めていきたいと思っていますので、宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第7、議案第3号 潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第7、議案第3号、潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（案）について議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第3号、潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（案）について。

潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例が平成26年4月1日から施行されることに伴い、定年前の早期退職の募集等について定める必要があるため、関係条例を制定するものでございます。

この条例は、早期退職募集制度を国家公務員に準じて導入するとともに、定年前早期

退職特例措置の内容を拡大するものであり、秋田県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例が平成26年4月1日より施行されることにあわせまして、秋田県市町村総合事務組合の全構成団体が条例を整備するものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

潟上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（案）の主な内容でございますが、第1条の趣旨は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条から第5条までは、定年前に退職する意思を有する職員の対象や募集に関し、必要な事項を記載した実施要綱、応募方法及び認定等について規定しております。

14ページをお開き願います。

第6条は応募の認定について、次の15ページの第7条と第8条は、退職すべき期日について規定しております。

16ページの施行日でございますが、秋田県市町村総合事務組合の退職手当条例にあわせまして、平成26年4月1日とするものであります。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第8、議案第4号 潟上市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、議案第4号、潟上市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、ご説明致します。

提出議案の17ページをお開きになってください。

議案第4号、潟上市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例（案）について。潟上市社会教育委員に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の改正に伴い、潟上市社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料の2ページの新旧対照表によりご説明致します。

第2条中「潟上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」の次に「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を加えるものであります。

これまで法律で定めていました社会教育委員の委嘱の基準が削除され、当該委嘱の基準は文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴いまして、その基準を定めるものであります。

なお、この条例の施行日は、当該文部科学省令の施行日と同じ平成26年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第5号 潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第9、議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 議案書の19ページをお開き願います。

議案第5号、潟上市集会所設置条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市集会所設置条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、平成26年4月1日供用開始を予定している追分西西集会所の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

それでは、参考資料をご覧ください。4ページであります。

新旧対照表によりご説明致します。

第2条にあります別記であります、現行の集会所は6施設ありますが、これに追分
西西集会所を加えるものであります。

附則として、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第6号 潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）に
ついて】

○議長（伊藤榮悦） 日程第10、議案第6号、潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正
する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案第6号について説明致します。

議案第6号、潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市障害者居宅支援金条例の一部を次のように改正するものです。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

在宅における福祉の増進に寄与することを目的に、障害者居宅支援金の支給対象を拡
充するため、条例の関係部分を改正するものであります。

条例は療育手帳及び等級4級以上の身体障害者手帳の交付を受け、居住要件等を満た
す方を対象に支援金を支給しておりますが、重度の精神障害者も日常生活全般に支援を
要することから、在宅における社会生活を送る一助として対象を拡充するものでありま
す。

22ページをお願いします。

この改正内容につきましては、第1条中「身体」の次に「及び精神」を加えます。

第2条中「身体障害者手帳（1級から4級まで）」の次に「又は精神障害者保健福祉
手帳（1級及び2級）」を加えます。

また、第3条の表に精神障害者程度等級が1級の者8,000円、精神障害者程度等級が
2級の者5,000円を加えるものです。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

なお、参考として新旧対照表を添付してあります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番。

○8番（藤原典男） このように精神障害者の方についても拡大したということは非常に喜ばしいことだと思うんですが、去年、難病患者について政府は大分こういうことも難病の対象になるよということで大分拡大されましたけれども、難病患者についてはこういうことについてご検討されたのかどうか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 8番藤原議員にお答えします。

それこそ精神疾患と同様にしていることではありますが、難病患者の疾患については、いわゆるその障害者等級に照らした重度及び軽度の判定を明確にできない状況にあるということ、そういう段階で、今の段階では適用が難しいと、こういう判断であります。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） そうしますと、この条例については、あくまでも身体障害者手帳とか福祉保健手帳とか手帳の所持者を対象に行うということによろしいですか。

○議長（伊藤榮悦） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 現段階ではそのような取り扱いをしていきたいと、こういう考えであります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第7号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第11、議案第7号、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 議案書の23ページをお願い致します。

議案第7号についてご説明を申し上げます。

本案は、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例についてでございます。

潟上市工場等設置奨励条例の一部を次のように改正するものとする。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。

本市における工場等設置に係る奨励措置を拡充し、企業誘致活動を積極的に推進できる環境を構築するため、条例の関係部分を改正するものでございます。

24ページと参考資料の新旧対照表の9ページをお願い致します。

潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）

今回の改正は、潟上市に工場等を新設、または増設した者に対し奨励措置を講ずることにより、市産業の振興、雇用機会の拡充等地域経済への発展に寄与することを目的とするものでございまして、現行の固定資産税の課税免除と雇用奨励金の交付に対し、今回、用地取得助成金と設備投資助成金を追加するもので、より一層企業誘致の促進を図るものでございます。

内容につきましては、用地取得助成金については第7条で規定をしております。昭和工業団地内に5,000㎡以上の用地を取得し、取得後1年以内に工場等の建設に着手した場合、用地取得に係る費用のうち新設にあたっては30%、増設にあたっては15%を助成する。ただし、その総額は3,000万円を限度とするものとするということでございます。

設備投資の助成につきましては第8条で規定をしております。

工場等の新設または増設に伴い設備投資があった場合、固定資産台帳の建物附属設備及び機械装置に計上されるものに係る費用のうち、新設にあたっては20%、増設にあたっては10%を助成する。ただし、その総額は3,000万円を限度とするものでございます。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番。

○11番（戸田俊樹） この工場等の設置条例の企業誘致に対するお手当てですが、先ほどの市長の方針の中で企業の誘致で五洋電子並びに大晃商事さんが25年度に工事を行って増設をしたと。条例は26年4月1日からですから、この2社は対象になるのかならないのか。恐らくですね4月以降、消費税が上がるということで、業者、企業は先に工事を進めたと思うわけで、少し遅きに失したのではないかと思います。いかがで

しょうか。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 11番戸田議員にお答えを致します。

今回の条例につきましては、2社を最初から目的にするというものではございませんで、今後潟上市に企業誘致を進めてもらうという長期的な考え方で条例を制定をしていくということでございますので、2社については今回の対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） はい、11番。

○11番（戸田俊樹） ただいま部長から答弁ありましたけども、ですからその、もう一、二年も前にですねこのような形をとるべきでなかったかということを知っておるんです。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 答弁ありますか。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 11番戸田議員の再質問にお答え致します。

増設につきましては、フレッシュダイナーが18年に行っておりますし、24年にも行っております。それからフカイ工業が平成19年、それから24年にも行っていると。それから、大晃商事は23年にも行っているということで、その都度増設を行っております。ですから、今後の増設をする際にはそれを役立てていただきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 非常に工場誘致が難しい段階で、思い切った優遇措置ということで、その趣旨は理解できるわけでありましてけれども、今回のこの奨励条例の一部改正については、用地取得5,000㎡以上、それに設備投資ということになってはいますが、参考までに今の県の工業団地ですけれども、昭和工業団地は区画、あるいは位置によって土地単価は今どれくらいになっておるもののでしょうか。それに支払条件等々あると思いますが、分割、あるいは一括あると思いますが、そういう場合の取り扱いはどのようになりますか。

○議長（伊藤榮悦） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 3番佐々木議員にお答えを致します。

土地単価につきましては、今現在6,800円という単価でございます。分譲のその支払い等につきましては、県の方との調整がございますので、市の方ではその内容までは把

握しておりません。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第8号 平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について から 日程第21、議案第17号 平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第8号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてから日程第21、議案第17号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第8号から議案第17号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） それでは、議案第8号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）から議案第17号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）までの補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書の25ページをお開き願います。

議案第8号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

次に、別冊の予算書の方ではありますが、平成25年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第10号）の1ページをお願い致します。

議案第8号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,907万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億9,878万1,000円とするものでございます。

予算書の6ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

3款1項社会福祉費は、老人福祉施設整備事業1億2,100万円及び老人福祉施設開設準備事業2,950万円でございます。

6款1項農業費は、農業基盤整備事業分で8,425万円でございます。

8款2項道路橋梁費は、市道整備事業分で1億8,050万円でございます。

10款2項小学校費は、今回補正計上致します追分小学校大規模改修事業分で4億8,015万7,000円でございます。

11款1項災害復旧費は、災害復旧事業分で940万円でございます。

次に、第3表債務負担行為補正について申し上げます。

債務負担行為の追加でございますが、潟上市都市公園等6施設指定管理料は、平成26年度から30年度までの期間の指定管理料として2億9,971万円でございます。

追分自治会館指定管理料は、平成26年度から27年度までの期間の指定管理料として68万8,000円でございます。

地域密着型特別養護老人ホームあかひげ整備事業補助金は、平成26年度から35年度までの期間について2,900万円でございます。

農業経営支援資金利子補給費補助金は、平成26年度から30年度までの期間について86万7,000円でございます。

水産物供給基盤機能保全事業5,228万6,000円は、国の経済対策にかかわる補助事業でございます。国で債務負担行為を設定しておりますので、それにあわせて設定するものでございます。

7ページをお願い致します。

第4表地方債補正について申し上げます。

コミュニティ施設整備事業は7,650万円に減額、農業基盤整備事業は8,620万円に増額、公園整備事業は2,520万円に減額、防災基盤整備事業は170万円に減額、小学校整備事業は3億7,380万円に増額するものでございます。また、合併振興基金積立事業に9億5,000万円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

9款1項1目地方交付税1,779万円は、普通交付税の交付決定額と予算計上済み額の差額を計上するものでございます。補正後の予算額は60億6,514万8,000円でございます。

13款1項1目民生費国庫負担金のうち生活保護費負担金は1,301万5,000円の増額で、実績見込みによる追加でございます。

3目教育費国庫負担金2,057万6,000円は、公立学校施設整備費負担金で国の経済対策予算による追分小学校大規模改修分でございます。

2 項 1 目民生費国庫補助金のうち、地域介護、福祉空間整備推進交付金2,500万円は、社会福祉法人による介護施設開設準備にかかわるものでございます。

4 目教育費国庫補助金のうち、学校施設環境改善交付金5,933万8,000円は、国の経済対策予算による追分小学校大規模改修事業分でございます。

11ページをお願い致します。

14款 2 項 1 目総務費県補助金は、木造公共施設整備事業補助金5,967万4,000円の増額で、地域の元気臨時交付金分が追加配分されたものでございます。

2 目民生費県補助金のうち灯油購入費緊急助成事業費補助金565万円は、原油高騰により生活困窮世帯に灯油購入費を助成する市町村へ県が補助するものでございます。

18款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金5,182万6,000円でございます。

13ページをお願い致します。

20款 1 項市債は13億1,060万円の増額でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

14ページでございますが、2 款 1 項18目基金費は10億9,562万2,000円でございます。主なものは、合併振興基金積立金10億円と財政調整基金積立金9,429万8,000円でございます。

15ページをお願い致します。

3 款 1 項 6 目老人福祉費の介護施設開設準備経費補助金2,500万円は、社会福祉法人による介護施設開設のための経費を補助するもので、対象は2法人、正和会と昭和ふくし会でございます。

16ページでございますが、3 款 3 項 2 目扶助費3,834万1,000円の追加は、実績による生活保護費の増と前年度生活保護費等国庫負担金の精算による返還金でございます。

18ページでございますが、6 款 1 項 4 目農地費のうち県営土地改良事業負担金7,700万円の追加は、国の経済対策予算に伴う負担金の増額で、豊川地区農業基盤整備事業にかかわるものでございます。

19ページをお願い致します。

10款 2 項 3 目学校整備事業費 4 億8,015万7,000円は、追分小学校大規模改修事業費を平成26年度から前倒しで計上し、全額を26年度に繰り越しで実施するものでございます。国の経済対策予算にかかわる事業でございます。

以上が一般会計予算の大綱であります。

続きまして、議案書の26ページをお願い致します。

議案第9号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書であります。平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,897万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,676万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、実績見込みにより歳入歳出全般にわたり見直しし、保険給付費を追加するほか、国庫支出金の精算を行うものでございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

議案第10号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,345万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、秋田県後期高齢者医療広域連合負担金を増額するものでございます。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

議案第11号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,607万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,477万4,000円とするものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ856万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容と致しましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料90万3,000円のほか、実績見込みによる精算でございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

議案第12号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億289万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容と致しましては、事業終了による契約差額の減額でございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

議案第13号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,923万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容と致しましては、流域下水道事業負担金916万3,000円の増額と事業終了による契約差額の減額でございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

議案第14号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、財産収入と繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の32ページをお願い致します。

議案第15号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、財産収入と繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の33ページでございます。

議案第16号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142万8,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、議案書の34ページをお願い致します。

議案第17号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書をお願い致します。

平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページでありますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107万6,000円とするものでございます。

補正の内容は、繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） それでは、議案第8号から第17号まで、順次質疑を行ってまいります。

議案第8号、平成25年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） 25年度の一般会計補正予算書6ページ、第3表債務負担行為の補正のところなんですけど、ちょっと私、総務文教ですが、所管と関係ない部分もありますので質問致します。

ここでそれぞれ5件の債務負担行為があります。債務負担行為というのは、どちらかというと皆さんもご承知のとおり自治体の会計というのは年度独立の原則というのがあります。これは例外として認めるわけですけども、その場合、まず第1点ですが、都市公園等6施設指定管理料、これ契約期間が5年、これは確か前に契約について議決なさったと思いますけども、大変失礼ですが、蒸し返しでありませぬので、そこら辺ひとつ説明願いたいと思うんですけど、公園管理が5年、自治会館が2年と、そういうことで、それぞれその指定管理の期間が違うわけですけども、これは大事な公の施設の管理というようなことですので、その辺どういうふうに期間を定めているものか、ちょっと説明願います。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員に指定管理のその期間に關す

るご質問ということでお答え致します。

都市公園等6施設については、再契約といいますか契約期間を新たに5年追加、継続して実施するような形となっております、継続実施については5年を目途に指定期間を定めております。

それから、追分自治会館でございますが、これは新たに指定管理を行ったところでございます。新規の指定管理については、これまでも3年を期間を目途に定めておりまして、今回、債務負担行為は26から27なんですが、実際は25年度からスタートしておりますので、終期を27年度と定めているものでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ長期継続契約という条例もあるようですけども、いずれそういう今の総務部長の説明ですと、どちらも当てはまるのではないかなという感じもします。いずれ5年というのは、やっぱり相手が会社なり企業であれいろいろなその事情が出てきまして、契約の履行に支障があるようなことはないのかなというようなことでちょっと心配するわけですが、その場合、それはよしとして、長期継続契約ですので、それらのメリット・デメリットはどういうものがありますか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 3番佐々木議員の再質問にお答え致します。

長期継続契約と指定管理のこの関係で一番違うのは、指定管理の場合は必ず議会の議決を得て進めるということになっておりまして、議会の議決を得て契約している流れとなっております。長期継続契約の場合は、議会の議決が不要で、まずそのまま当局の方で必要なものは契約できるという内容となっております。そのため、指定管理する場合は議会の皆さんからも判断といいますか、そういうのも加味される、より慎重に判断できるものということで進めるものであります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） はい、3番。

○3番（佐々木嘉一） いずれ契約の内容自体は債務負担行為でやる、いわゆるその指定管理の場合は契約そのものが議会にかかるということ、長期継続契約の場合は予算という形では議会にかかるけれども契約はかからないと、そういう趣旨でしょう。いずれこれはそれぞれ所管でまたやることですので、私の質問は終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第9号、平成25年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第10号、平成25年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第11号、平成25年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第12号、平成25年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第13号、平成25年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第14号、平成25年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）につい

て、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第15号、平成25年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第16号、平成25年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第17号、平成25年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

【日程第22、議案第18号 平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて から 日程第24、議案第20号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてについて】

○議長(伊藤榮悦) 次に、日程第22、議案第18号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについてから日程第24、議案第20号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについてまでを一括議題とします。

議案第18号から議案第20号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) それでは、議案第18号から議案第20号までの平成26年度特別会計への繰り入れについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案書の35ページお願い致します。

議案第18号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成26年度潟上市一般会計から9,482万7,000円以内を繰り入れるものであります。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、次のページ、議案書の36ページお願い致します。

議案第19号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

平成26年度潟上市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成25年度潟上市一般会計から5億6,373万1,000円以内を繰り入れるものであります。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

続きまして、議案書の37ページでございますが、議案第20号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法第6条の規定により、平成26年度潟上市一般会計から443万2,000円以内を繰り入れるものであります。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

これで説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これより議案第18号から第20号まで、順次質疑を行ってまいります。

議案第18号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第19号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第20号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第25、議案第21号 平成26年度潟上市一般会計予算(案)について から
日程第36、議案第32号 平成26年度潟上市水道事業会計予算(案)について】

○議長(伊藤榮悦) 次に、日程第25、議案第21号、平成26年度潟上市一般会計予算
(案)についてから日程第36、議案第32号、平成26年度潟上市水道事業会計予算(案)
についてまでを一括議題とします。

議案第21号から議案第32号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めま
す。幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長(幸村公明) それでは、平成26年度潟上市予算の大綱につ
いて申し上げます。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計予算(案)についてでございますが、説明に
入ります前に平成25年度当初予算は、市長選挙を控えて骨格予算を編成したため、政策
予算が計上されておりました。そのため、政策予算を計上した前年度の6月補正
後の予算と比較した内容でご説明させていただきます。

それでは、2月26日の全員協議会においてお配りしました別冊の平成26年度潟上市予
算概要によってご説明させていただきます。

1 ページをお開き願いたいと思います。

予算概要の1 ページでございますが、平成26年度一般会計予算の総額は、歳入歳出そ
れぞれ186億6,000万円で、前年度肉付け予算費43億5,712万6,000円、30.5%の増でござ
います。

はじめに、歳入について申し上げます。

市税は24億8,843万7,000円で、前年度比3,184万1,000円、1.3%増でございます。

地方交付税は62億4,748万円で、前年度比1億2,727万5,000円、2.1%増でございます。

国庫支出金は17億6,203万2,000円で、前年度比3億7,777万8,000円、17.7%減でござ
います。

県支出金は7億4,104万2,000円で、前年度比1,746万6,000円、2.3%減でございます。

繰入金は2億4,815万5,000円で、前年度比2億1,836万8,000円、733.1%増でござい

ます。

繰越金は3億円で、前年度比1億6,216万5,000円、35.1%減でございます。

2ページであります。市債は58億1,520万円で、前年度比44億2,540万円、318.4%増でございます。

これらの歳入のうち、自主財源は18.9%の35億4,324万5,000円、依存財源と致しまして81.1%の151億1,675万5,000円でございます。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は2億3,155万5,000円で、前年度比2,879万6,000円、14.2%増でございます。

主な事業と致しましては、議会中継システム導入事業でありまして、1,959万2,000円でございます。

総務費は66億3,193万1,000円で、前年度比49億9,308万4,000円、304.7%増でございます。

主な事業につきましては、自治会館等整備事業9,452万7,000円、駅整備事業2,256万2,000円、市制施行10周年記念事業153万1,000円、合併振興基金積立事業8億2,820万円、平成26年7月19日任期満了を迎えます農業委員会選挙の実施465万2,000円、市役所庁舎整備事業40億8,044万円、多目的交流施設（豊川コミュニティセンター）整備事業6,023万9,000円でございます。

民生費は49億4,580万4,000円で、前年度比1億9,839万6,000円、4.2%増でございます。

主な事業につきましては、臨時福祉給付金給付費1億4,500万円、子育て世帯特例給付金給付費3,234万円、3ページであります。高齢者ふれあい交流支援事業96万7,000円などがございます。

衛生費は8億9,710万2,000円で、前年度比7億4,131万7,000円、45.2%減でございます。

主な事業につきましては、天王保健センターエアコン設置工事1,148万5,000円、救急医療等支援事業費補助金2,003万4,000円などがございます。

労働費は662万円で、前年度比1,271万2,000円、65.8%減でございます。

農林水産業費は4億7,707万7,000円で、前年度比1億974万3,000円、29.9%増でございます。

主な事業につきましては、水稻直播条件整備事業費補助金179万9,000円、農地集積加

速化基盤整備事業1億600万円などがございます。

商工費につきましては3億9,627万4,000円で、前年度比1億6,454万9,000円、71%増でございます。

主な事業につきましては、天王ふれあい交流センター温泉井掘削事業1億4,817万2,000円などがございます。

4ページであります。土木費は14億4,579万9,000円で、前年度比3億7,931万3,000円、20.8%減でございます。

主な事業につきましては、豊川橋補修事業2,050万円、竜毛山田橋補修事業1,350万円などがございます。

消防費は9億2,563万円で、前年度比6,832万円、8.0%増でございます。

主な事業につきましては、地域防災計画改訂事業786万円、防災行政無線デジタル化事業7,540万円、雨量計電話応答通報装置設置事業478万8,000円などがございます。

教育費は11億3,428万6,000円で、前年度比2億3,851万9,000円、17.4%減でございます。

主な事業につきましては、国民文化祭開催事業525万4,000円、羽城中学校大規模改修事業、これは実施設計でございまして1,088万8,000円、若竹幼児教育センターバス更新事業696万2,000円、郷土文化保存伝習館改修事業526万5,000円でございます。

災害復旧費は2,365万5,000円で、前年度比2,065万5,000円、688.5%増でございます。

主な事業につきましては、羽白目橋災害復旧事業2,065万5,000円でございます。

次に、5ページをご覧ください。

公債費は15億2,926万7,000円で、前年度比1億4,544万4,000円、10.5%増でございます。

また、歳出における性質別の内訳では、義務的経費は69億2,803万9,000円です。このうち人件費は28億8,427万2,000円で、前年度比9,700万6,000円、3.3%減でございます。扶助費は25億1,450万円で、前年度比222万円、0.1%増でございます。公債費は15億2,926万7,000円でございます。

普通建設事業費は55億2,773万6,000円で、前年度比32億9,465万7,000円、147.5%増でございます。

主な事業として、市役所庁舎整備事業や駅トイレ及び駅舎整備事業、市道整備事業などを実施致します。

物件費は16億3,819万5,000円で、前年度比4,794万1,000円、3.0%増でございます。

維持補修費は2億3,951万7,000円で、前年度比752万8,000円、3.0%減でございます。

補助費は15億558万5,000円で、前年度比8,324万円、5.9%増でございます。

特別会計に対する繰出金18億7,407万2,000円で、前年度比3,930万3,000円、2.1%増でございます。

積立金は8億2,820万1,000円で、このうち合併振興基金積立金が8億2,820万円でございます。

平成26年度一般会計当初予算の概要は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第22号から議案第32号までの特別会計及び企業会計について申し上げます。

10の特別会計と水道事業の企業会計を合わせた総額は98億472万円で、前年度と比較しますと2億9,844万1,000円、3.1%増でございます。特別会計及び企業会計で実施する主な事業といたしましては、下水道整備事業4,652万5,000円、天王大崎地区への給水事業2億2,913万4,000円でございます。

以上が平成26年度一般会計及び特別会計等の予算の概要でございます。

○議長（伊藤榮悦） これより議案第21号から32号まで順次質疑を行います。

議案第21号、平成26年度潟上市一般会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、11番。

○11番（戸田俊樹） 予算総額が大分大きくなりまして、庁舎にかかわるものと等々新しい事業ありますが、この中で今後ですね庁舎に対する周辺整備に、どのくらいの額が来年の完成時まで補正されるか、この辺だけですねちょっと教えていただきたいと思えます。それ6月か9月か、何月定例会か、または臨時会か等々で、このくらいのものをこういう事業のために補正するというのであればですね、現状を教えていただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 幸村総務部長。

○総務部長兼新庁舎建設室長（幸村公明） 11番戸田議員にお答え致します。

今回、予算に上がっている40億円から超える額についてでございますが、それ以外の点について今年度どれくらいかかるのか、それから来年度どれくらいかかるのかということで、庁舎本体工事は来年3月20日までの工期で事業を進めております。それでこの後、年度内にスタートする事業が造成工事、車庫棟工事、それから外構工事等がござい

まして、その今回当初予算に上げているのは庁舎等工事分と用地造成工事分の一部でございますので、この後それ以外に係る事業が予算化しているものであります。それで、予算の額については、その事業の進捗状況もでございますので、それから、3月まで本体工事は終わりますが、その周りの工事がその後もなる可能性もでございますので、その辺見極めながら予算計上をお願いしていくこととなります。

それで、この後の予算として計上時期については、9月議会を次の庁舎関係の予算をお願いしたいと考えております。その前に全体的な事業費も含め、皆さんにご説明しながら事業計上したいと考えておりますので、宜しくお願いします。

なお、去年の8月5日の時点で50億円を超える継続費、盛っておりますが、その不足分、今回上げた不足分が大体この後計上される額となるものでございます。

以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） はい、11番。

○11番（戸田俊樹） 9月議会までに工事の進捗状況を見極め、必要な追加事業を行うということですがけれども、その辺の額はおっしゃらないわけですので、これ以上は聞きませんけれども、市民はですね、もうこれからどのくらいかかるのかというのが非常に心配ではないでしょうか、いろいろ聞かれるわけで、そういうところが常任委員会で質疑応答して答弁をいただければと思います。

以上、終わります。

○議長（伊藤榮悦） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

議案第22号、平成26年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第23号、平成26年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第24号、平成26年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第25号、平成26年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第26号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第27号、平成26年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第28号、平成26年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第29号、平成26年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第30号、平成26年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第31号、平成26年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

議案第32号、平成26年度潟上市水道事業会計予算（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

お諮りします。昼食時間となりましたけれども、いかがでしょうか。継続致しますか。

（「休憩」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。5分休憩致します。

午前 11時59分 休憩

午後 0時04分 再開

○議長（伊藤榮悦） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第37、議案第33号 市道路線の認定及び変更について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第37、議案第33号、市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、議案書の50ページをお願い致します。

議案第33号についてご説明を申し上げます。

本案は、市道路線の認定及び変更についてでございます。

道路法第8条第1項及び第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び変更する。

認定する路線につきましては、次の10路線でございます。

次のページをお願い致します。

変更する路線につきましては、次の19路線で、全部で29路線になっております。

52ページをお願い致します。

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。

開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、路線を認定及び変更する必要があるので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

このたび新たに認定する路線は10路線で、それに伴う延長が950.4メートルでございます。また、変更する19路線につきましては、平成25年度に実施した道路改良工事及び側溝改良工事等により、実延長、道路部面積、幅員の変更に伴う路線でございます。これに伴う延長が4.4メートルの減となっております。このことから、1級市道が延長6万585メートル、2級市道につきましては4万1,174メートル、その他の市道が29万8,708メートルとなります。市道の全体延長は40万467メートルとなります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第38、同意第1号 潟上市監査委員の選任について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第38、同意第1号、潟上市監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、18番菅原久和議員の退席を求めます。

（18番菅原久和議員 退場）

○議長（伊藤榮悦） 提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第1号、潟上市監査委員の選任について。

下記の者を潟上市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 潟上市昭和大久保字小川中道66番地2

氏 名 菅 原 久 和

生年月日 昭和25年4月21日

平成26年3月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成26年2月21日付で潟上市監査委員の伊藤榮悦氏が任期満了となったので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得て選任しなければならないものであります。

裏面に菅原さんの略歴を示しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

ここで、先ほど除斥されました菅原久和議員の除斥を解きます。

暫時休憩します。

（18番菅原久和議員 入場）

午後 0時09分 休憩

午後 0時10分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第39、陳情第1号妹川浜生活改善センターの全面改築についての陳情書 から
日程第47、陳情第9号、雇用の安定を求める陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第39、陳情第1号、妹川浜生活改善センターの全面改築についての陳情書から日程第47、陳情第9号、雇用の安定を求める陳情まで一括議題とします。

陳情第1号から陳情第9号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号から陳情第9号までは、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、3月10日月曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 0時11分 散会

